第八十六条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加え、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　第二号の生命保険金等の支払をする者とその支払の基礎となる契約を締結した者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

第八十七条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加え、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　第二号の損害保険等給付の支払をする者とその支払の基礎となる契約を締結した者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

第八十八条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第八十九条第一項第一号中「含む。次項第一号において同じ。）」を「含む。以下この号及び次項第一号において同じ。）（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）」に改め、同条第二項第一号中「所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）」を加える。

第九十条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加え、同条第二項第一号中「含む。）」を「含む。以下この号において同じ。）（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）」に改める。

第九十条の二第一項第一号イ中「及び住所」を「、住所」に、「場所」を「場所。以下この号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所」に改め、同項第二号イ中「及び住所」を「、住所」に改め、「場所。」の下に「以下この号及び」を、「同じ。）」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」を加え、同条第二項第一号中「及び住所」を「、住所及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」に改める。

第九十条の三第一項第一号及び第九十条の四第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「場所」を「場所。以下この号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所」に改める。

第九十条の五第一号イ中「及び住所」を「、住所」に改め、「場所。」の下に「イ、」を、「同じ。）」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。次号イ及び第三号イにおいて同じ。）」を加え、同条第二号イ及び第三号イ中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第九十条の六第一号中「及び住所」を「、住所」に、「場所」を「場所。以下この号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所」に改める。

第九十三条第一項中「所轄税務署長」の下に「（第二号イにおいて「所轄税務署長」という。）」を加え、同項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる源泉徴収票の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　所轄税務署長に提出する源泉徴収票　その給与等の支払をする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号及び電話番号

ロ　給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票　その給与等の支払をする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び電話番号

第九十三条第一項第七号イ中「及び」を「、控除対象配偶者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名。ロにおいて同じ。）並びに」に改め、同号ロ中「の数」の下に「並びに控除対象扶養親族の氏名及び個人番号」を加え、同条第三項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第九十四条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加え、同項第二号イ中「及び住所」を「、住所」に改め、「場所。」の下に「以下この号及び」を、「同じ。）」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」を加え、同条第二項第一号中「及び住所」を「、住所及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」に改める。

第九十五条第一項第一号イ中「及び住所」を「、住所」に改め、「場所。」の下に「イ、」を、「同じ。）」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。次号イ及び第三号イにおいて同じ。）」を加え、同条第二号イ及び第三号イ中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第九十六条第一号中「及び住所」を「、住所」に、「場所」を「場所。以下この号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所」に改める。

第九十七条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「その住所」の下に「。以下この号において同じ。」を、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加え、同項第二号中「又は名称」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称）」を加える。

第九十七条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「場所」を「場所。以下この号及び第五項第一号において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。同号において同じ。）に改め、同条第五項第一号中「及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、第八十一条に規定する場所）」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第九十七条の二第一項第一号及び第九十七条の三第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加える。

第九十七条の三の二第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号」を加え、同項第五号ニ中「国名」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所が所在する国の国名及び法人番号）」を加える。

第九十七条の四第五項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地。次項第一号において同じ。）」を加え、同条第六項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第九十八条第二項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））」を加える。

第九十九条第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加える。

第百三条第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））」を加える。

別表第二(一)の表中

郵便番号	
	—
フリガナ	
住　所	

「